

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月11日 12時30分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬北方沖 伊良湖岬灯台から真方位000° 3.4海里付近 （概位 北緯34° 38.2′ 東経137° 01.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートKEI号は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年5月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート KEI号、5トン未満（7.06m） 240-17204愛知、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力103.00kW、回転数毎分6,000、4気筒、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをしながら船外機を停止して漂流中、船長が釣り場を移動しようとして船外機を始動しようとしたものの始動できず、運航不能となった。</p> <p>船長は、118番通報を行い、本船は、救助を依頼した小型船舶にえい航されて帰航した。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者の点検により、船外機のセルモータと電源をつなぐ配線の接続部（コネクタ）が経年劣化により破損して断線し、セルモータが作動できなくなったことが判明した。</p> <p>本船は、本インシデントの約10年前からセルモータの電気系統の点検及び整備が行われていなかった。</p>
分析	<p>本船は、約10年間セルモータの電気系統の点検及び整備が実施されていない状態で漂流中、船長が船外機を始動しようとしたところ、セルモータ用のコネクタが経年劣化により破損して断線したことから、セルモータが作動せず、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が約10年間セルモータの電気系統の点検及び整備が実施されていない状態で漂流中、船長が船外機を始動しようとしたところ、セルモータ用のコネクタが経年劣化により破損して</p>

	断線したため、セルモータが作動せず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、業者に依頼するなど船外機等の電気系統の点検を行い、必要であれば電線等の交換を行うこと。